

芝公園だより

◆ 2024年9月21日から10月20日までの間における送付文書や会議等の開催状況等についてお知らせします。

2024年9月

- 9月27日
 - ▶ 令和6年度第12回正副会長会
当面の諸問題について検討
 - ▶ 令和6年度第6回常務理事会
社会保障審議会介護給付費分科会、新たな地域医療構想等に関する検討会、社会保障審議会介護保険部会等について報告、検討
 - ▶ 令和6年度第2回人材対策委員会
外国人介護人材、2024年度人材マネジメント塾等について検討後、人材に関するテーマについて意見交換
 - ▶ e-roken 全国大会 岐阜flash 各種事前登録の締切を延長します！
登録会員あてに配信
- 9月30日
 - ▶ 第9回新たな地域医療構想等に関する検討会
標記検討会に東憲太郎会長が構成員として出席
 - ▶ e-roken <第485号> 10月は秋の安全推進月間です
登録会員、登録申込者あてに配信

2024年10月

- 10月1日
 - ▶ 「令和6年9月末日現在公益社団法人全国老人保健施設協会正・準会員加入・申込状況等の送付について」(全老健第6-148号)
役員、支部長あてに送付
- 10月2日
 - ▶ 「『令和6年度介護報酬改定後の新加算等の算定状況調査』へのご協力のお願い」(全老健第6-146号)
会員、支部長あてに送付
- 10月3日
 - ▶ 「『介護老人保健施設利用者等に対する急変時等の治療方針に関する意思決定支援にかかる調査研究事業』調査への協力について(お願い)」(全老健第6-138号)
会員、支部長あてに送付
 - ▶ 令和6年度第1回社会保障制度委員会消費税対策部会
令和7年度税制改正要望書、第二種社会福祉事業等について検討
 - ▶ e-roken 全国大会 岐阜flash 各種登録・入金は【明日】まで！
登録会員あてに配信
- 10月4日
 - ▶ 第22回全老健近畿ブロック介護老人保健施設

- 大会in京都(主催:一般社団法人京都府介護老人保健施設協会)
京都府内で開催された標記大会で東憲太郎会長が講演
- ▶ 2024年度介護老人保健施設安全推進セミナー 三大介護事故からひやりはっと分析・苦情対応まで老健施設で多いリスクに対応するために～グループワーク
標記セミナー参加者を対象にWebにて開催
- ▶ e-roken flash 調査へのご協力をお願いします(算定状況調査等)
登録会員あてに配信
- 10月5日～6日
 - ▶ 2024年度老人保健施設管理医師総合診療研修会グループワーク
標記研修会参加者を対象にWebにて開催
- 10月7日
 - ▶ 「『2024年度管理者(職)研修会』開催のご案内」(全老健第6-145号)
会員、支部長あてに送付
- 10月8日
 - ▶ FAXニュースvol.120
正会員、団体賛助会員、支部長、マスコミあてに送付
 - ▶ e-roken flash FAXニュースvol.120[LIFEデータの提出について]
登録会員あてに配信
- 10月9日～10日
 - ▶ 老健施設未来ビジョンワークショップ
次世代の老健施設を管理する施設長等を対象に東京都内にて開催
- 10月10日
 - ▶ 第18回東京都介護老人保健施設大会(主催:一般社団法人東京都老人保健施設協会)
東京都内で開催された標記大会に東憲太郎会長が出席、講演
- 10月11日
 - ▶ 令和6年度第13回正副会長会
当面の諸問題について検討
- 10月12日
 - ▶ 第31回北海道老人保健施設大会(主催:一般社団法人北海道老人保健施設協会)
北海道内で開催された標記大会で東憲太郎会長がビデオレターにて挨拶
 - ▶ 第11回愛媛県介護老人保健施設大会(主催:愛媛県老人保健施設協議会)
愛媛県内で開催された標記大会で小出純子常務理事が講演

- 10月15日……………
- ▶『『介護老人保健施設・賠償事故補償実態調査』へのご協力のお願い』(全老健第6-149号)
会員、支部長あてに送付
- ▶『『介護老人保健施設における感染症に関する調査』2024年10月～2025年3月分調査へのご協力のお願い』(全老健第6-150号)
会員、支部長あてに送付
- ▶e-roken <第486号> 調査へのご協力をお願いします!
登録会員、登録申込者あてに配信
- 10月16日……………
- ▶第25回日本認知症グループホーム全国大会(主催:公益社団法人日本認知症グループホーム協会)

- 広島県内で開催された標記大会に東憲太郎会長が出席
- 10月17日……………
- ▶第10回新たな地域医療構想等に関する検討会
標記検討会に東憲太郎会長が構成員として出席
- ▶令和6年度第1回広報情報委員会
機関誌『老健』、『令和6年版介護白書』、ROKENくんの活用等について検討
- 10月19日……………
- ▶第15回山口県介護老人保健施設大会inしゅうなん(主催:山口県老人保健施設協議会)
山口県内で開催された標記大会で東憲太郎会長が講演

2024年10月の正・準会員加入状況は、全老健ホームページでご確認ください。



老健施設未来ビジョン ワークショップ2024を開催



グループに分かれワークショップを行う参加者

全老健は10月9日～10日、東京都内で「老健施設未来ビジョンワークショップ2024」を開催した。

昨年度に引き続き、「未来の老健施設、地域包括ケアシステムの発展に寄与するために何をすべきか」をテーマに、次世代の老健施設を担う支部からの推薦者と、公募による参加者が出席し、「老健施設の未来を見据えて何が必要か」について意見交換を行った。

1日目、三根浩一郎副会長より挨拶があり、続いて東憲太郎会長が「老健施設の未来」について講演した。その後、ワークショップ1では、参加者が10のグループに分かれ、「老健施設の現状と課題」をテーマにグループワークを行った。総務・企画委員会企画部会の河村忠雄部会長と高椋清顧問が進行を務め、大河内二郎常務理事、小川勝常務理事、福田六花常務理事、佐藤太彦常務理事、瀬口里美常務理事、小出純子常務理事、荒船丈一理事、総務・企画委員会企画部会の村岡達也部会員の8名がファシリテータを務めた。

2日目は、初めに三根副会長がワークショップ1のまとめを行い、続いて特別講演「医療と老健施設の連携」をテーマに、済生会松山老人保健施設にぎつつ苑の山本昌也施設長が講演した。その後、「老健施設の未来への提言」をテーマにワークショップ2を行い、2日間のカリキュラムが終了した。

ワークショップの総括として、福田常務理事は、「老健施設は多機能である。残念なのは、老健施設が多機能であることを地域の医療機関、行政、住民等に知られていないことだ。まずは老健施設のことをどのように知っていただくかが大きな課題だろう。一方で、老健施設は地域のニーズに応えつつ、多くの人に知ってもらい、上手に利用してもらえよう活動していくことが大切だ。今後の超高齢社会をみんなで支えていきましょう」と締めくくった。

心よりお慶び申し上げます

江澤和彦氏、藍綬褒章受章

当協会理事 江澤和彦氏（公益社団法人日本医師会常任理事）は、2024年秋の褒章により、藍綬褒章の荣誉に浴されました。

今後ともご健康に留意され、ますますご活躍されますことをお祈りいたします。

●全老健の災害支援事業 全老健災害相互支援プロジェクト

DMSP

Disaster Mutual Support Project For ROKEN

DMSP
とは

以下の3つのプロジェクトを柱とした全老健の災害支援事業です。
2011年の東日本大震災に教訓を得て、2016年6月に創設されました。
災害発生時にはDMSPの運営手順に基づき、全老健災害対策本部を設置し、ただちに各プロジェクトを発動させます。

- ▶ プロジェクト **(A)** 要支援者の受入れ
- ▶ プロジェクト **(B)** 支援職員の派遣
- ▶ プロジェクト **(C)** 物資の支援

皆さまへのお願い

- 都道府県支部における「緊急時連絡網」の整備
- 各施設におけるBCPの更新や食料・飲料等の備蓄の確認

DMSPの運用には情報収集（ニーズの把握）が重要です！
災害発生時に情報収集を円滑に行えるよう、日ごろの準備をお願いします。



DMSPの詳細はこちら

<https://www.roken.or.jp/archives/34414>



令和7年度税制改正要望書を提出

全老健は10月25日、厚生労働省老健局の堀裕行老人保健課長あてに、「令和7年度税制改正要望書」を提出した。

全老健第6-156号
令和6年10月25日

厚生労働省老健局
老人保健課長 堀 裕 行 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会
会 長 東 憲 太 郎

令和7年度税制改正要望書

消 費 税

1. 介護保険サービスの提供にかかる消費税について抜本的に解決すること

(理由)

平成元年4月1日施行の消費税法においては、社会政策的配慮から、介護保険サービスの提供及び社会保険医療の給付等は原則非課税取引とされました。そのため、各事業者が支払った消費税については、仕入税額控除が認められず、事業者が消費税の負担者になるという、多段階課税方式をとる消費税法に沿わない取扱いがされてきました。介護保険サービスの提供や社会保険医療の給付等は、その価格が公定とされており、消費者に消費税相当額の転嫁をすることが出来ず、発生した控除対象外消費税等が事業者のコストとなり、これが経営上の大きな問題となっています。当協会による介護老人保健施設における消費税負担額調査でも、控除対象外消費税等の負担が経営に大きな圧迫をもたらすとの結果が認められました。

そこで、介護保険サービスの提供に係る消費税の取扱いについて、介護老人保健施設の適正な経営が維持されるよう原則課税とするなど抜本的解決を強く要望いたします。なお、その場合、利用者本人の負担が増加しないような措置も合わせて要望いたします。

法 人 税

2. 介護老人保健施設用建物等の耐用年数の短縮をすること

(理由)

平成10年度税制改正で、平成10年4月1日以後に取得する建物について、定率法による償

却方法が認められなくなり定額法による償却方法のみとされました。更に平成 28 年度税制改正で、建物附属設備及び構築物の償却方法も定額法のみとされたことから、設備投資の初期段階での減価償却費が従前に比べ小さくなり、設備投資の回収速度が低下しています。そのため、介護老人保健施設を建設する際の借入金の返済能力が低下して、経営を圧迫する要因となっています。そこで、介護老人保健施設の用に供される建物等（鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造）の耐用年数を 39 年から 31 年に短縮することを要望いたします。

また、上記 1. で掲げた介護保険サービスの提供にかかる控除対象外消費税問題に関連して、控除対象外消費税の補填を公定価格の見直しにより行う場合には、それをより精緻化する観点から、介護老人保健施設用建物等（鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造）の耐用年数を 39 年から 31 年に短縮して計算された減価償却費相当額に、建物等に係る大規模修繕等の修繕費相当額を加算して算定することを要望いたします。

3. 地域包括ケアシステム実現に資する建物等の投資減税がされること

(理由)

平成 31 年度税制改正において、「地域医療構想に向けた再編等の推進」の観点で、「構想適合病院用建物等」について 2 年間の時限措置として 8% の特別償却が認められ、その後令和 7 年 3 月 31 日まで延長されています。介護老人保健施設においても、地域包括ケアシステム実現の立場から、建物等を新築・改築、増築、転換することが見込まれます。そこで、介護老人保健施設用建物等についても、病院用建物等と同等の特別償却制度が創設されることを要望いたします。

4. 賃上げ促進税制における税額控除上限が引き上げられること

(理由)

介護保険事業従事者の人材不足や賃金上昇に対応するため、令和 6 年度の介護報酬改定において従事者の処遇改善のための加算が拡充されました。この加算を実効性のあるものにするために政府より賃上げ促進税制の積極的な活用が推進されています。しかし、賃上げ促進税制における税額控除額の上限は、法人税額又は所得税額の 20% であり、人件費率が高くかつ利益率の低い介護保険事業においては、控除税額が税額控除上限を超えてしまい税制を十分に活用できない傾向があります。介護保険事業においても構造的な賃上げを実現するために、税額控除額の上限を引き上げられることを要望します。

事業税

5. 食事及び居住に要する費用に係る事業税非課税の明確化がされること

(理由)

介護保険制度見直しの一環として、平成 17 年 10 月から、食費は利用者の全額自己負担、居住費の一部が自己負担化されました。この食費・居住費は、平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 249 号「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」によらない利用料、すなわち利用者が選定できない介護サービスであって、介護保険適用外となっても、その性格は、いわゆる「自費」とは明らかに性格を異にするものです。

介護保険制度施行前の平成 11 年度まで、食費が利用者の全額自己負担であった時期におい

でも、この食費にかかる収入は社会保険診療として計算し、事業税の課税対象ではありませんでした。

食費が全額自己負担化されたこと、また、居住費の一部が自己負担化されたことをもって、事業税の対象範囲が変更されたと判断されることがないように、地方税法第72条の23第3項第4号「同法の規定により定める金額に相当する部分」の次に、括弧書きで(相当する部分には、食事の提供に要する費用、居住に要する費用を含む)を追加し、事業税の計算の明確化を要望いたします。

固定資産税、償却資産税及び不動産取得税

6. 地域包括ケアシステム構築を担う介護老人保健施設用建物及び設備等に係る固定資産税、償却資産税及び不動産取得税の減額措置が創設されること

(理由)

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築が求められています。

この地域包括ケアシステム構築において、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進が必要との観点から、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税及び不動産取得税については、一定の要件のもと減額措置が時限的に設けられています。これと同等に、地域の拠点として地域包括ケアシステム構築の一翼を担う介護老人保健施設用建物及び設備等についても、新築の際、固定資産税、償却資産税及び不動産取得税について減額措置が創設されることを要望いたします。

7. 介護老人保健施設における介護DXへの対応及び省エネルギー対策への設備投資等に係る固定資産税、償却資産税の非課税措置が創設されること

(理由)

介護業界における人材不足の解消は喫緊の課題です。その解消のためにも介護DX(デジタル・トランスフォーメーション)の実現は国が推進する重要な施策であります。この施策へ対応するために介護現場では、ICT機器や介護ロボット等の導入時に大きな負担が生じています。国の推進する施策であるならば、本来その費用は全額国費とすべきと考えます。現在、地域医療介護総合確保基金等による介護ロボット・ICT機器導入の補助金が交付されていますが、その補完する施策として介護現場におけるデジタル化等に資する設備投資並びにシステム投資を支援する税制措置を要望します。

また、近年の電気・ガス等のエネルギー価格の高騰によって必要コストが上昇し、国が定める公定価格により経営する介護老人保健施設は、経営状況が大変厳しい現状があります。このような状況において、施設が行う省エネルギー効果の高い設備投資(建物附属設備、構築物、器具備品)について、固定資産税、償却資産税について非課税措置の創設を要望いたします。

以上